

ゴルフ場利用約款

キャスコ花葉CLUB

(約款の適用)

第1条 当ゴルフ場を利用される方は、当クラブ細則等による外、この約款に従ってご利用いただきます。

(利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場でプレーしようとする方は、当日フロントで所定の名簿に署名してください。

それにより当クラブは、署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

(利用者の申込)

第3条 プレーの申込は、1ヵ月前の同日からとなります。氏名、予約日およびスタート希望時刻等を

明示して申し込んでください。

(利用の拒絶)

第4条 当ゴルフ場は、次の場合には利用をお断りすることがあります。

- 満員で、スタート時刻に余裕がないとき。
- 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
- 利用者が公の秩序または善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認めらるるとき。
- 暴力団等反社会勢力に所属していると認められるとき。
- 暴力団等反社会勢力を同伴または紹介により入場させたとき。
- 粗野な振舞い等、他のお客様に不快な思いをさせる作業等や当ゴルフ場の業務遂行に支障をきたす行為等があった場合。
- 法人でその役員のうちに暴力団等反社会勢力に属する者がいるとき。
- その他の理由により、当ゴルフ場を利用することが好ましくないとき。

(休業日、開場時間)

第5条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。

ただし臨時に変更することがあります。

(利用継続の拒絶)

第6条 当ゴルフ場は、次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

- 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
- 公の秩序または善良の風俗に反する行為があったとき。
- 天災その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき。
- その他この約款に違反したとき。

(金銭その他貴重品)

第7条 金銭その他貴重品については、フロントにお預けください。

(ロッカー)

第8条 ロッカーは、キーロックになっておりますが、盗難についての責任は負いかねますので、

ロッカー内には貴重品や高価品を入れないようにしてください。

(携帯品、自動車、小口輸送品等)

第9条 携帯品や駐車場の自動車については、責任を負いかねます。また事前に送られて来るゴルフ道具、

バッグ、賞品等についても同様とします。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第10条 ゴルフは危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、スロープレーに

陥らないよう、またキャディのアドバイス如何にかかわらず自己の責任でプレーしていただきます。

(ティグラウンドにおける素振り)

第11条 素振りは、ティーマーク内の打席または特に指定された場所以外ではしないでください。

プレーヤーはみだりにティグラウンドに立ち入らないでください。

(飛距離の確認)

第12条 後続組の打者は、キャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して打球し、

先行組に打ち込まないよう打球してください。

(打者の前方に出ないこと)

第13条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないでください。

(隣接ホールへの打込み)

第14条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛方向については適切に

判断し、慎重に打球してください。隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図

をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気を付けて打球してください。

(退避、退避場所)

第15条 後続組に打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に

退避してください。

(ホールアウト後の退去)

第16条 ホールアウトした場合には、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、

次のホールへ進んでください。

(雷鳴の場合)

第17条 雷鳴があった場合には、直ちにプレーを中止し、退避場所等安全と思われる場所に退避してください。

(乗用カートの使用)

第18条 乗用カートの使用は、走行場所、出入口、コース内看板等の指示を必ず守り、運転は慎重に行って

ください。係員の指示、場所表示物(徐行、停止等)に従わず発生した事故、追突事故・転落事故の

原因となる脇見運転、または無謀な運転、操作ミスにより発生した事故は全てプレーヤーの責任となります。

(火気使用の禁止)

第19条 コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定場所以外は厳禁します。

たばこの吸殻は必ずよく消して灰皿にお入れください。

(違背の場合の責任)

第20条 利用者が第10条、第11条、第12条、第14条および第18条に違背し、第三者に損害等の事故を

発生させた場合ならびに第10条、第11条、第13条、第15条、第16条、第17条および第18条に違背し、

自ら損害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

(プレー終了後のクラブの確認)

第21条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認してください。

確認後は、クラブの不足、瑕疵等について当ゴルフ場は責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第22条 利用者に故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、

その損害額を支払っていただきます。

(施設内への持込品)

第23条 施設内次のその損害額を支払っていただきます。

- 鉄砲刀剣類。
- 動物(ペット類)。
- 発火、爆発の恐れのあるもの。
- 著しく悪臭を放つもの。
- 騒音を発するもの

(行為の禁止)

第24条 施設内での次の行為は、お断りします。

- 利用者以外のコース内立入り。(特に許可する場合は除きます)
- とばく、その他風紀をみだす行為。
- 物品販売、宣伝広告等の行為。
- 他人に迷惑を及ぼしまたは不快感を与える行為。

付則 このゴルフ場利用約款は、平成28年1月1日から実施します。